

上越市高田地区中心市街地活性化協議会規約

第 1 章 総 則

（設 置）

第 1 条 上越商工会議所及び株式会社まちづくり上越は、中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号。以下「法」という。）第 15 条第 1 項の規定に基づき、共同で中心市街地活性化協議会を設置する。

（名 称）

第 2 条 前条に規定する中心市街地活性化協議会は、上越市高田地区中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（事務所）

第 3 条 協議会の事務所は、上越商工会議所内に置く。

（目 的）

第 4 条 協議会は、法第 9 条第 1 項の規定により上越市が作成しようとする基本的な計画（以下「基本計画」という。）並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項、法第 40 条第 1 項に規定する特定民間中心市街地活性化事業計画の実施に必要な事項、その他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項について協議することを目的とする。

（公表の方法）

第 5 条 法第 15 条第 3 項により、協議会の公表は、上越市の広報への掲載の他、上越商工会議所ホームページに掲載することによりこれを行なう。ただし、必要があると認めるときは、新聞掲載等によりこれを行なうものとする。

（活 動）

第 6 条 協議会は、第 4 条の目的を達成するため、次の活動を行なう。

（1）中心市街地活性化に係る総合調整に関すること

- ア 上越市が作成する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項
- イ 上越市中心市街地の活性化に関する事業の総合調整
- ウ 上越市中心市街地の活性化に関する関係者相互の意見及び情報交換
- エ 上越市中心市街地の活性化に寄与する調査研究の実施
- オ 中心市街地活性化のための勉強会、研修及び情報交換
- カ 協議会活動の情報発信（会報の発行、ホームページ開設等）
- キ その他協議会の設立の趣旨に沿った活動の企画及び実施

（2）中心市街地活性化に係る事業に関すること

- ア 市街地整備改善事業に関すること
- イ 都市福利施設整備事業に関すること
- ウ 街なか居住促進事業に関すること
- エ 商業活性化事業に関すること
- オ アからエまでに規定する事業及び措置と一体的に推進する公共交通機関の利用者の利便増進事業及び特定事業に関すること

（3）その他中心市街地の活性化に関すること

第2章 会 員

(会 員)

第7条 協議会の会員は、次の者をもって構成する。

- ア 市街地系株式会社まちづくり上越（法第15条第1項第1号ロ）
- イ 上越商工会議所（法第15条第1項第2号イ）
- ウ 法第15条第4項及び第8項に規定する者
- エ 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要と認める者及び、協議会の目的に賛同し、上越市中心市街地の活性化に関する活動又は事業等を行なう者

(会 費)

第8条 本規定において補助金及び会費を取ることができるものとする。

(退 会)

第9条 会員は、協議会を退会しようとするときは、その旨を協議会の事務局を通じて申し出ることができる。この場合、事務局は総会に報告するものとする。

- 2 会員が死亡し、又は解散したときは、協議会を退会したものとみなす。

(除 名)

第10条 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、総会において会員の4分の3以上の同意により、これを除名することができる。

- (1) 会費を1年以上納入しないとき
 - (2) 協議会の名誉を毀損し、又は協議会の設立趣旨に反する行為をしたとき
- 2 前項第2号の規定により会員を除名するときは、除名の決議を行なう総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第11条 既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役 員

(役 員)

第12条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 会計監事 2名
- 2 会長は、会員の中から選出し、総会において選任する。
- 3 副会長及び監事は会員の中から選出し、総会において選任する。
- 4 役員の任期は2年とする。但し再任は妨げない。
- 5 役員の任期中に変更が生じた場合、会員の中から会長が委嘱し、その任期は前任者の残任期間とする。

(職 務)

第13条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 会計監事は、協議会の会計を監査し、その監査の結果を総会に報告する。

(タウンマネージャー)

第14条 協議会には、協議会における活動を円滑に進めるため、まちづくりについて専門的知見を有するタウンマネージャーを配置する。

2 タウンマネージャーは、総会の審議を経て、会長が委嘱する。

3 タウンマネージャーの任期は2年とする。但し再任を妨げない。

(事務局)

第15条 協議会の事務を処理するため、上越商工会議所内に事務局を置く。

第4章 会 議

(会議の種類)

第16条 会議の種類は次のとおりとする。

(1) 事業別プロジェクト検討会議

(2) 総会

(事業別プロジェクト検討会議)

第17条 事業別プロジェクト検討会議は、基本計画記載事項又は基本計画への記載を予定する事業について、事業者、地権者等の関係者が出席し、事業ごとに適宜開催する。内容については、事業推進のための課題、又は事業化を目指す上での課題等について審議する。

2 事業別プロジェクト検討会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(総 会)

第18条 総会は、会員及び会計監事の参加により適宜開催し、規約の改正、役員の選任、タウンマネージャーの選出、活動計画及び収支予算、活動報告及び収支決算、監査報告、新規事業の説明、意見交換等を協議し、中心市街地活性化事業の関係者間の情報共有及び連携を図る。

2 上越市から提出された中心市街地活性化基本計画に対して、意見及び提案事項について総会に諮り、市に提出する。

3 総会は、会長が招集し、会長が議長になる。

4 議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 協議会の目的を実行するため、総会にワーキンググループを設置することができる。

(1) ワーキンググループは、毎年度の活動計画に沿って実行する。

(2) ワーキンググループは、毎年度の活動状況を総会に報告する。

第5章 会 計

(会計年度)

第19条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(収入・支出)

第20条 協議会の収入は、会費、寄付金及び交付金等による。

2 協議会の支出は、通信費、事務費、会議費、その他運営に要する経費とする。

第6章 解 散

(解 散)

第21条 総会の決議に基づいて解散する場合は、会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

2 解散のときに存する残余財産は、総会の決議を得て協議会と類似の目的を持つ団体に寄付するものとする。

付 則

1 この規約は、平成19年12月21日から施行する。

【まちづくり株式会社(三セク)設立により、規約第5条の公表をもって施行する。】

2 第1回運営委員会までの間の会長については、上越市中心市街地活性化協議会準備会の委員長がこれにあたる。

3 協議会設立時の役員の任期は、平成22年3月31日までとする。

4 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、運営委員会会議の承認を得て、別に定める。

5 本規約は、平成20年1月21日に一部改正する。

6 本規約は、令和6年9月17日に一部改正する。